

# 厚生委員会陳情説明資料

令和6年7月1日

件名	頁
1 5 受理番号8 介護保険料負担を減らす「介護保険料負担軽減給付金」制度の創設と 介護従事者の待遇改善を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 5 受理番号49 別居・離婚後の親子を支援する公的サポートを求める陳情・・・・・・・・・・	7
3 5 受理番号50 父母の離婚後の子育てに関する家族法改正の早期法案成立を求める 意見書を国に提出するよう求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

(福祉部)

件 名	<b>5 受理番号 8</b> <b>介護保険料負担を減らす「介護保険料負担軽減給付金」制度の創設と介護従事者の待遇改善を求める陳情</b>																																								
所属部課	福祉部 高齢者施策推進室 医療介護連携課、介護保険課																																								
陳情の要旨	<p>1 足立区の単独事業として、住民税非課税者に月 2, 0 0 0 円、その他の人に月 1, 0 0 0 円の「介護保険料負担軽減給付金」支給制度の創設を求めます。</p> <p>2 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修などの資格取得・講習参加にあたり、受講中の賃金を足立区が保障する制度を実現してください。</p> <p>3 足立区内の介護事業者が介護職員の確保・増員をはかれるよう、給与の上乗せ策を含め待遇改善のための取り組みをおこなうことを求めます。</p>																																								
陳情者等	請願文書表のとおり																																								
内容及び経過	<p><b>1 現在の「介護保険料負担軽減」策</b></p> <p>(1) 介護保険料基準額及び介護給付費</p> <p>介護保険制度は、基本的に公費（国・都・区）50%と保険料50%（65歳以上の第1号被保険者・40～64歳の第2号被保険者）で成り立っている。</p> <p>(参考) 全国標準の保険給付費の財源割合（在宅の場合）</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <p style="text-align: center;"><b>公 費</b></p> <p style="text-align: center;"><b>《給付費負担金》</b></p> <p>国 25%</p> <p>都 12.5%</p> <p>区 12.5%</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>50%</p> <p>23%</p> <p>27%</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>65歳以上の方の保険料</p> <p>40～64歳の方の保険料</p> </div> </div> <p>介護保険料は、3年間の計画期間における被保険者数や、介護給付費等の見込等を基に算定している。</p> <p>《介護保険料基準額及び介護給付費の推移》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">期</th> <th style="width: 20%;">期間</th> <th style="width: 20%;">保険料基準額 (月額)</th> <th style="width: 50%;">介護給付費 (各期最終年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>平成12年度 ～14年度</td> <td>3,217円</td> <td>19,814,281千円</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>～平成17年度</td> <td>3,217円</td> <td>26,615,885千円</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>～平成20年度</td> <td>4,380円</td> <td>29,428,137千円</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>～平成23年度</td> <td>4,380円</td> <td>36,506,674千円</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>～平成26年度</td> <td>5,570円</td> <td>44,527,403千円</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>～平成29年度</td> <td>6,180円</td> <td>49,332,802千円 &lt;50,614,994千円&gt;</td> </tr> <tr> <td>第7期</td> <td>～令和2年度</td> <td>6,580円</td> <td>54,839,199千円 &lt;56,122,720千円&gt;</td> </tr> <tr> <td>第8期</td> <td>～令和5年度</td> <td>6,760円</td> <td>59,801,259千円 &lt;61,207,685千円&gt;</td> </tr> <tr> <td>第9期</td> <td>～令和8年度</td> <td>6,750円</td> <td>69,122,126千円【推計】 &lt;70,717,072千円&gt;</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 介護給付費の &lt; &gt;内は総合事業費を含めた額</p>	期	期間	保険料基準額 (月額)	介護給付費 (各期最終年度末)	第1期	平成12年度 ～14年度	3,217円	19,814,281千円	第2期	～平成17年度	3,217円	26,615,885千円	第3期	～平成20年度	4,380円	29,428,137千円	第4期	～平成23年度	4,380円	36,506,674千円	第5期	～平成26年度	5,570円	44,527,403千円	第6期	～平成29年度	6,180円	49,332,802千円 <50,614,994千円>	第7期	～令和2年度	6,580円	54,839,199千円 <56,122,720千円>	第8期	～令和5年度	6,760円	59,801,259千円 <61,207,685千円>	第9期	～令和8年度	6,750円	69,122,126千円【推計】 <70,717,072千円>
期	期間	保険料基準額 (月額)	介護給付費 (各期最終年度末)																																						
第1期	平成12年度 ～14年度	3,217円	19,814,281千円																																						
第2期	～平成17年度	3,217円	26,615,885千円																																						
第3期	～平成20年度	4,380円	29,428,137千円																																						
第4期	～平成23年度	4,380円	36,506,674千円																																						
第5期	～平成26年度	5,570円	44,527,403千円																																						
第6期	～平成29年度	6,180円	49,332,802千円 <50,614,994千円>																																						
第7期	～令和2年度	6,580円	54,839,199千円 <56,122,720千円>																																						
第8期	～令和5年度	6,760円	59,801,259千円 <61,207,685千円>																																						
第9期	～令和8年度	6,750円	69,122,126千円【推計】 <70,717,072千円>																																						

(2) 現在の介護保険料の上昇抑制及び軽減策

ア 段階区分の多段階化

第9期の所得段階を多段階化するとともに、最高段階の保険料率を引き上げることで、介護保険料基準額の上昇を抑制した。

項目	第8期	第9期
所得段階	17段階	19段階
最高段階の保険料率	基準額の4.5倍	基準額の6.5倍

イ 生活困難者対策

区独自の取り組みとして、第3・第2段階の被保険者は、所得や預貯金などの状況に応じて、介護保険料を軽減している。

区分	基準
第3段階 B階層	単身世帯の場合 収入が150万円以下、預貯金が350万円以下
第3段階 C階層	単身世帯の場合 収入・預貯金が共に80万円以下
第2段階 B階層	単身世帯の場合 収入が150万円以下、預貯金が350万円以下

ウ 公費投入による低所得者への軽減（平成27年度から）

低所得の高齢者には、区一般会計を含む公費を投入し介護保険料を軽減している。

第1段階	0.5 ⇒ 0.45
------	------------

※ 数値は、保険料基準額（第5段階）を1としたときの割合

エ 介護保険料の軽減制度の対象範囲拡大

令和元年度以降、社会保障・税一体改革による社会保障の充実を目的とした消費税率引き上げに伴い、第1から第3段階までの被保険者に上記ウと同様に公費を投入し、段階的に軽減の強化を図っている。

	平成30年度	令和元年度	令和2～5年度	令和6年度～
第3段階	0.75	0.725	0.7	0.685
第2段階	0.65	0.575	0.5	0.485
第1段階	0.45	0.375	0.3	0.285

※ 数値は、保険料基準額（第5段階）を1としたときの割合

オ 東日本大震災に係る介護保険料の減免

東日本大震災により被災し、区内に避難している被保険者が、一定の要件に該当した場合に、介護保険料の減免対象としている。

	令和4年度	令和5年度
減免人数	12人	11人
減免金額	684千円	490千円

なお、能登半島地震やその他災害による被災者については、介護保険条例に基づき、個別状況に応じて保険料の減免等を実施している。

23区で、「介護保険料負担軽減給付金」の支給を行っている区はない。

## 2 現在の介護職員研修の受講費用の助成

### (1) 受講費用助成状況について

介護従事者の資格取得等を支援する介護事業者に対して必要経費を助成することにより、区内の介護従事者の人材確保・定着を図ることを目的に実施している。

令和5年度は、更なる利用拡大のため、同一職員に対して初任者研修と実務者研修の両方の経費を助成できるようにした。

令和6年度は、主任介護支援専門員更新研修、介護予防運動指導員、認知症ケア指導管理士など、助成対象研修を追加した。

項目	助成額上限	令和4年度	令和5年度
初任者研修(人)(※1)	7万円	56人	75人
実務者研修(人)(※2)	10万円	49人	103人

※1 初任者研修とは、介護の基礎から応用を学ぶ入門的な研修

※2 実務者研修とは、介護福祉士の資格取得に向け、専門的知識や実践的な介護技術を学ぶ研修

### (2) 研修中の賃金保障について

研修受講中の介護職員への賃金保障については、法人及び会社が各就業規則などにより判断している。

平成31年度から令和3年度に助成を受けた72事業所を対象に、研修期間中の賃金に関する実態調査を令和3年度に実施し、42事業所から以下の通り回答があった。

項目	賃金あり	賃金なし	無回答	賃金ありの事業所の割合
初任者研修	20事業所	20事業所	2事業所	47.6%
実務者研修	18事業所	16事業所	5事業所	46.2%

### 3 現在の介護職員の待遇改善策

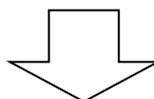
#### (1) 介護職員等処遇改善加算

令和6年6月に、既存の「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」を一本化し、新たに「介護職員等処遇改善加算」が創設された。またその際、加算率の引き上げも行われた。

【令和6年5月まで】

(表1)

加算名	対象	加算率(訪問介護の場合)	
介護職員 処遇改善加算	介護職員のみ	13.7%~5.5%	3段階
介護職員等 特定処遇改善加算	介護職員以外の 職員に配分可	6.3%・4.2%	2段階
介護職員等ベース アップ等支援加算		2.4%	



【令和6年6月以降】

(表2)

加算名	対象	加算率(訪問介護の場合)	
介護職員等 処遇改善加算	介護職員以外の 職員に配分可	24.5%~14.5%	4段階

※ 加算率はサービス種別や事業所の環境(キャリアパス要件等)により異なる。

※ 給与形態の変更等、新加算の要件に対応できない事業所のために、令和6年度は、これまでの算定要件でも加算を取得できるよう激変緩和措置がある。

#### 【改正による効果】

- ① 算定要件が見直され、事業所がより高い加算を取得しやすくなった。
- ② 申請様式が簡素化されたことにより、事業所の負担軽減が図られた。
- ③ 事業所の裁量で、介護職員以外にも職種間配分が可能になった。
- ④ 制度がわかりやすくなることで、加算を含めたサービス利用料を負担する利用者の理解を得やすくする。

#### (2) 介護職員処遇改善支援補助金

国は、令和6年2月から5月の間、介護職員を対象に、賃金を月額6,000円引き上げるための補助金を介護事業所に支給することとした。令和6年6月以降は、新たに創設される「介護職員等処遇改善加算」として加算率に上乘せされて実施される。

申請は事業所から直接東京都となり、補助金の支払いは令和6年2~4月分が6月頃、5月分が7月頃になる予定。

(3) 介護職員宿舍借り上げ支援事業

区及び東京都では、介護人材の確保・定着、介護職員の災害対応要員の確保を目的に、介護職員宿舍借り上げ支援事業を実施している。

ア 対象事業所

	対 象 事 業 所	助成戸数	助成期間
足立区	地域密着型サービス事業所 166 事業所	最大 4 戸	最大 4 年間
東京都	地域密着型以外の介護サービス事業所 区内 669 事業所(※)	最大 20 戸	

※ 訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与販売は、都・区ともに対象外

イ 補助金額

条 件	補 助 金 額 等
福祉避難所に指定	借り上げ経費の 7 / 8 月額 71,000 円 (上限)
災害時協定を区と締結	
条件なし	借り上げ経費の 1 / 2 月額 41,000 円 (上限)

ウ 助成実績 (東京都の実績は、足立区内の施設だけのもの)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
足立区	0 施設 0 戸	0 施設 0 戸	2 施設 4 戸
東京都	17 施設 79 戸	20 施設 112 戸	29 施設 169 戸

エ 令和 6 年度見直し内容

以下の点を拡充し、区及び都ともに実施する予定

- (ア) 助成期間の年数制限を撤廃  
(職員 1 人あたりの助成期間は上限 10 年)
- (イ) 外国人は助成戸数上限の枠外として管理
- (ウ) 災害時協定の締結要件を緩和

(4) 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業

令和 6 年 4 月から東京都は、介護職の給与水準が低いことや、居住費の高額な都の実情を踏まえ、介護職員、ケアマネジャーを対象に、月額 1 万円または 2 万円を支給する。

ア 対象要件

法人において居住支援手当を新たに設けた場合 (持ち家や世帯主以外も対象)

イ 対象者

常勤及び非常勤職員 (実働週 20 時間以上)

ウ 支給額

月額 1 万円 (同一法人内で勤続期間が 5 年未満の介護職員は 1 万円加算)

エ 期間

介護報酬の見直しが国により講じられるまで当面の間

件名	<b>5 受理番号 49</b> <b>別居・離婚後の親子を支援する公的サポートを求める陳情</b>
所管部課名	福祉部 親子支援課
陳情の要旨	1 来春に予定されている家族法改正を視野に他自治体の取り組みも参考にしつつ、公的支援・相談体制の充実に向け、調査研究に着手すること。 2 足立区において、兵庫県明石市などの先進取り組みを参考に、別居・離婚後の親子交流、養育費確保などに対する公的支援体制・相談体制の実施充実を図ること。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p><b>1 家族法について</b></p> <p>家族法とは、民法第725条以降にある第4編「親族編」と第5編「相続編」を合わせた部分を指す学問や研究上の用語であり、家族や離婚、親子関係や相続について規定された部分をいう。</p> <p><b>2 国・都・区との役割分担と連携</b></p> <p>「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(令和2年3月23日厚生労働省告示第78号)」より。</p> <p>国、都及び区が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。</p> <p>(1) 国の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ひとり親家庭等に係る施策や制度の企画・立案</li> <li>② 効果的な施策の展開のための調査・研究</li> <li>③ 施策の普及・啓発、関係者の研修等</li> </ul> <p>(2) 都の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域の実情に応じた計画的なひとり親家庭等施策に係る国の補助事業の活用</li> <li>② 地域のニーズに応じた施策の検討・展開</li> <li>③ 広域的な観点から区が実施する就業・生活支援等、各種施策の取組状況等に係る情報提供、区のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等</li> </ul> <p>(3) 区の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭等生活向上事業等の国の補助事業の積極的な活用</li> <li>② 地域のニーズに応じた施策を検討・展開</li> <li>③ 住民に身近な地方公共団体として、ひとり親家庭等の相談対応</li> <li>④ 生活困窮者自立支援制度や修学支援制度等、ひとり親家庭等に対する支援施策や取組についての情報提供</li> <li>⑤ 個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援</li> <li>⑥ 児童扶養手当の支給と自立支援の一体的な対応</li> </ul>

### 3 足立区の取り組み状況

#### (1) 相談支援

- ア 平成28年度より、ひとり親からの相談窓口として、親子支援課に「豆の木相談室」を設置。同時に別居・離婚後の親子交流、養育費確保等に対する相談支援を開始
- イ 離婚前後の法律相談先として、東京都より委託を受けている「東京都ひとり親家庭支援センターはあと」を案内。パンフレット及びリーフレットも常設
- ウ リーフレット「養育費を確実に受け取るためにすべきこと」を区独自で作成・配布

#### (2) 養育費補助事業（令和3年度開始）

- ア 養育費に関する公正証書等作成促進補助金事業  
養育費の取決めをするための公正証書作成手数料や調停等に要する収入印紙や切手代等を補助（上限5万円）
- イ 養育費保証契約促進補助金事業  
民間保証会社の「養育費保証契約」締結時に負担した初回保証料を補助（上限5万円）
- ウ 補助件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公正証書等作成促進補助金	27件	37件	43件
養育費保証契約促進補助金	1件	0件	1件

#### (3) 養育費や親子交流等に関するセミナーの開催

離婚前後の親支援として、こども家庭庁より委託を受けている「養育費等相談支援センター」から派遣される相談員（元家庭裁判所調査官）を講師にむかえ、養育費や親子交流、財産分与、婚姻費用の分担請求等の離婚に関する法的知識についてのセミナーを令和5年度より開催（6月11日、参加者7名）し、今後も継続して開催予定

#### (4) 支援制度を掲載した冊子の配布

ひとり親家庭のライフスタイル・ライフステージに応じて利用できるサービスや制度（助成や貸付、子育て、住まい、就労、相談窓口等）を一覧にまとめた冊子を配布。隔年で作成し、4月下旬頃に育成手当受給者へ郵送

### 4 明石市における取り組み

- ① 全国で初めてとなる離婚後のこども養育支援への取り組み
- ② こども養育支援にあたる職員に弁護士の雇用や社会福祉士などの専門職員を雇用し、現場の機動力・施策のパフォーマンスを醸成
- ③ 平成26年4月「こども養育支援ネットワーク」の取組みを開始し、相談体制の充実化や参考書式・資料の配布、関係機関との連携協力を強化

- ④ 同年には「こどもの養育に関する合意書」を全国の自治体で初めて作成し、役所に離婚届を取りにきた夫婦に渡す取り組みを開始
- ⑤ 平成29年には国が合意書を普及させる役割を担うまでに普遍化
- ⑥ 令和2年、養育費の立替制度導入等、先進的な取り組み実施

**5 兵庫県明石市の取り組みと国・都・区の取り組み状況について**

事業名	事業内容	国・都・区
こども養育 専門相談	毎月1回、公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）の相談員による離婚前後の子どもの養育に関する専門相談を実施	都○ 区○ (区民の声相談課)
面会交流	① 親子交流サポート事業 離れて暮らす親子間の交流のため、市立天文科学館を無料利用	×
	② 面会交流コーディネート事業 交流日程調整や当日の子どもの引き合せ等	都○
養育費	① 養育費取決めサポート事業 調停申立や公正証書の作成等に要する費用（収入印紙代や手数料等）の全額補助	区○
	② こどもの養育費立替支援事業 養育費未払者に市が催促し、支払いがない場合は、受取者に市が立替払い（1ヵ月上限5万円、最大3ヵ月分）	区△ 「養育費保障契約促進補助金事業」 (民間保証会社の養育費保証契約締結時に負担した初回保証料を補助)
	③ 養育費差押えサポート事業 裁判所で行う養育費の差押え等の手続き費用の補助（申立手数料4000円、郵便切手4000円）	×
参考書式の 配布	① こどもの養育に関する合意書 ② こども養育プラン ③ 合意書・養育プラン作成の手引き 養育費や面会交流等について記載、離婚届の配布時や相談時に配布	国○
	④ こどもと親の交流ノート（養育手帳） こどもの日常生活や面会交流の内容について記録するための冊子	×
	⑤ パンフレット「親の離婚とこどもの気持ち」 親へのアドバイスや母子・父子家庭への支援策等を記載	区○
	⑥ パンフレット「ひとり親家庭サポート」 ひとり親家庭が利用できる制度等を記載	区○

※ 区△ 類似事業      区○ 親子支援課事業

件名	<b>5 受理番号 50</b> <b>父母の離婚後の子育てに関する家族法改正の早期法案成立を求める意見書を国に提出するよう求める陳情</b>
所管部課名	福祉部 親子支援課
陳情の要旨	父母の離婚における適正な養育費の支払い、親子の交流の拡充及び諸外国で導入されている離婚後共同親権導入等、父母の離婚後の子育てに関する家族法改正の早期法案成立を求める意見書を国に提出していただきたい。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p><b>1 家族法について</b>          家族法とは、民法725条以降にある第4編「親族編」と第5編「相続編」を合わせた部分を指す学問や研究上の用語であり、家族や離婚、親子関係や相続について規定された部分をいう。</p> <p><b>2 現状</b>（厚生労働省「令和3年我が国の人口動態」）          (1) 未成年の子どもがいる夫婦の離婚件数は、昭和40年代と比べて倍増し、令和3年時点では、親が離婚をした未成年の子どもの数は約18万人となっている。          (2) 民法第766条が平成24年に改正され、10年が経過したが、父母の離婚後の子どもの養育に関し、養育費、親子交流ともに改善が見られず、養育費の不払いは母子世帯の貧困の要因となっている。養育費を受けている割合は母子世帯で約28%（平成28年度：24%）、取決めをしている割合は母子世帯で約46%（平成28年度：42%）にとどまっている。</p> <p><b>3 家族法（民法）改正の論点</b>          父母の協議で共同親権か単独親権かを選択可能とすることが柱。</p> <p>(1) 共同親権のメリット          ① 親権争いの回避・抑制により、父母および子どもへの精神的なストレスが軽減される。          ② 離婚後もお互いに協力して子育てを行うことにより、子育ての負担の偏りを防ぎ、面会拒否等のリスクの回避が見込まれる。</p> <p>(2) 共同親権のデメリット・課題          ① DVや虐待等があったと認められる場合、共同親権ではなく単独親権を選択することが明記されているが、裁判所がどのような基準で認定するのかはまだ不透明な状況である。          ② 共同親権の場合でも、離婚後は基本的にどちらか一方の親が子どもと生活することとなるが、子どもに関する重要な選択（進学や転居等）を行う際は双方の話し合いで意思決定する必要があり、父母間の行き来や意見の対立によっては、子どもに精神的ストレスがかかる可能性がある。</p>

#### 4 経緯

(1) 民法第766条改正（平成24年）

父母が協議上の離婚をするときに協議で定める「子の監護について必要な事項」の具体例として「父又は母と子との面会及びその他の交流（面会交流）」及び「子の監護に要する費用の分担（養育費の分担）」が明示されるとともに、子の監護について必要な事項を定めるに当たっては子の利益を最も優先して考慮しなければならない旨が明記

(2) 家族法制部会設置（令和3年2月）

(3) 家族法制の見直しに関する中間試案の取りまとめ公表

（令和4年11月15日：法制審議会家族法制部会第20回会議）

- ① 親子関係に関する基本的な規律の整理
- ② 父母の離婚後等の親権者に関する規律の見直し
- ③ 父母の離婚後の子の監護に関する事項の定め等に関する規律の見直し
- ④ 親以外の第三者による子の監護及び交流に関する規律の新設
- ⑤ 子の監護に関する事項についての手続に関する規律の見直し
- ⑥ 養子制度に関する規律の見直し
- ⑦ 財産分与制度に関する規律の見直し
- ⑧ 裁判手続、戸籍その他の事項について所要の措置

(4) 法制審議会家族法制部会第34回会議開催（令和5年11月28日）

家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた意見交換が行われた。

(5) 法制審議会家族法制部会第37回会議開催（令和6年1月30日）

家族法制の見直しに関する要綱案と附帯決議が決定された。

(6) 法制審議会総会開催（令和6年2月15日）

要綱案と附帯決議が原案通り採択され、法務大臣に答申された。

(7) 共同親権の導入を柱とした法改正案を閣議決定し、今国会に提出された。

(8) 法改正案について、一部修正（父母双方の真意確認の検討等）の上、衆議院本会議で可決（令和6年4月16日）し、参議院へ送られた。

(9) 法改正案について、参議院本会議で審議入り（令和6年4月19日）し、25日から法務委員会で審議が始まった。

(10) 共同親権の導入を柱とした法改正案が参議院法務委員会で可決（令和6年5月16日）し、参議院本会議で可決・成立（令和6年5月17日）した。公布から2年以内に施行される。